

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県松江市殿町516

氏 名 株式会社鴻池組山陰支店

執行役員支店長 庄谷 昌久

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0852-22-1552

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社鴻池組山陰支店
事業場の所在地	島根県（松江市を除く複数の工事現場）
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06（総合建設業）
②事業の規模	資本金 53億5千万円 売上高 267,317千万円
③従業員数	1923名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物の分別排出に努める。 ・省梱包、無梱包及び再利用可能な梱包材使用を要請する。 ・現地での加工を減らし工場加工させ、端材の発生を抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。 ・教育を実施し、継続的な改善を行う。 階層別職員集合教育（4月～6月） 工事事務所所長会議（二カ月に一度） 安全衛生大会（毎月月初）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各工事事務所毎に品目毎のコンテナを設置しています。 コンテナには、分別を進めるように啓蒙の掲示を行っています。 現場関係者が参加する協議会等で、分別を推進するように指導を行っています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も上記の取り組みを継続していきます。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当ありません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当ありません		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 該当ありません			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 該当ありません			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当ありません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当ありません		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者採用のための購買調査を行います。 ・優良認定処理業者以外の処理業者の処分施設を定期的に現地視察して、確認を行います。 ・処理業者（混合廃棄物処理業者）の最終処分率を定期的に調査します。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の委託処理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託する業者の選定について 鴻池組山陰支店店社にて審査した業者を使用します。 2. 処理能力及び許可品目の確認 許可証及び現地視察による確認を行います。 3. 委託契約書について 電子マニフェストの普及に努めます。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

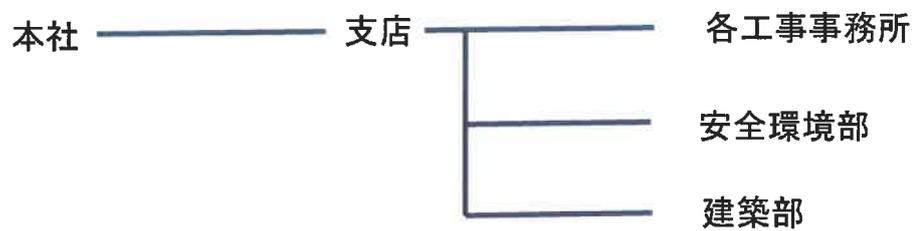


産業廃棄物の一連の処理の工程

- ①工事事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理(中間・最終)業者と各々締結する。
- ②分別を行った産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。
- ③委託した産業廃棄物は中間処理施設を経て、リサイクル又は最終埋立処分が行われる。
- ④中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っています。

別添2 管理体制図

(管理体制図)



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

産業廃棄物の種類	排出抑制		自らの再利用率を行った(行)量				自らの中間処理				自らの埋立処分又は海洋投入処分を行った(行)量				全処理委託量				処理の委託			
	排出量		自ら再利用率を行った(行)量		自らの中間処理		自らの埋立処分又は海洋投入処分を行った(行)量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		既定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画				
廃油	✓ 0.38	0.34	-	-	-	-	-	-	0.38	0.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
廃プラスチック類	✓ 102.55	92.30	-	-	-	-	-	102.55	92.30	✓ 63.60	57.24	✓ 102.55	92.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
紙くず	✓ 1.65	1.49	-	-	-	-	-	1.65	1.49	✓ 1.65	1.49	✓ 1.65	1.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
木くず	✓ 113.01	101.71	-	-	-	-	-	113.01	101.71	✓ 55.17	49.65	✓ 113.01	101.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
金属くず	✓ 5.31	4.78	-	-	-	-	-	5.31	4.78	✓ 5.31	4.78	✓ 5.31	4.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
ガラス陶磁器等くず	✓ 92.20	82.98	-	-	-	-	-	92.20	82.98	✓ 53.91	48.51	✓ 92.20	82.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
がれき類	2,546.27	2,291.64	-	-	-	-	-	2,546.27	2,291.64	✓ 253.06	227.75	✓ 2,453.03	2,207.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
建設混合廃棄物	✓ 281.21	253.09	-	-	-	-	-	281.21	253.09	✓ 176.33	158.70	✓ 281.21	253.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
石綿含有産業廃棄物	✓ 20.47	18.43	-	-	-	-	-	20.47	18.43	0.00	0.00	✓ 0.11	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
合計	✓ 3,163.05	2,846.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,163.05	2,846.76	✓ 609.03	✓ 548.12	✓ 3,049.07	-2,744.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				

単位:トン